

堺伝統産業会館改装計画・設計業務（展示・販売スペース）受注者選定審査基準

1. 基本的な考え方

最優秀提案者の決定については、堺伝統産業会館改装計画・設計業務（展示・販売スペース）（以下「本業務」という。）の調達にあたり、最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に価格の評価を加算した総得点による方式を採用する。審査は、堺伝統産業会館改装計画・設計業務（展示・販売スペース）受注者選定会議にて行う。

2. 評価方法及び最優秀提案者の決定方法

業務遂行力及び企画力の各項目を提案評価点、見積額を価格点として評価し、総得点が最も高い者を最優秀提案者とする

○以下のいずれかの場合は最優秀提案者とししない。

- ・本業務（計画・設計業務）の見積額が提案上限金額を超えた場合
- ・提案評価点が6割未満の場合

○総得点の最も高い者が2者以上あるときは、全委員による択一投票を行い、業者を選定する。

○見積額における評価点の算出は、少数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までを有効とし、提案上限額の96%以上を1点、94%以上96%未満を2点、92%以上94%未満を3点、90%以上92%未満を4点、90%未満を5点する。

○仕様書の要件を全て満たしていることを前提とする。

○評価方法

- ・提案評価点

提案書を次のとおり評価し、各委員の評価点の総得点を提案評価点とする。

- ・項目評価

提案資料を提案書評価表の各項目において、1点から5点までの5段階で評価とする。

5点	大変優れている
4点	優れている
3点	普通である
2点	劣っている
1点	かなり劣っている

- ・加重点

評価項目の重要度に応じて1～2の加重点を項目毎に設定する。

- ・評価点の算出

各項目の評価点に加重点を乗じた数の総合計とする。